

## 安全就業基準

### (目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

### (会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

### (安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、互いに会員間に指揮命令権が無いため、会員同志作業の進め方を相談し、相互に注意しあい、安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしない
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検し、安全確認する
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにする
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐす
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしない
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がける
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行う
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつける
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業する
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心がける

### (作業別安全就業)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

### (安全保護具)

第5条 会員は、高所作業（2m 以上）に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用する。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

### (交通安全)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意して運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色のヘルメット、腕章を着用するなど、交通事故防止に心がけて、作業に従事しなければならない。

### (作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認の後、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に務めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体の異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がこの法人に連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、この法人より指示があった場合は、これに従い作業に従事しなければならない。

(運営要項)

第13条 この基準の施行に関し、必要な事項は安全適正就業委員会が定める。

(基準の改廃)

第14条 この基準の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

この基準は、新元号元年6月1日から施行する。